

第 2 章

その他の診療料

(歯周疾患継続総合診療料と指導管理料の関係の整理)

1 老人特掲診療料以外の診療料 (イに掲げる診療料を除く。) の算定は、歯科点数表の例による。この場合において、第 1 章第 1 部初・再診料の通則中「健康保険法第 63 条第 1 項第 1 号」とあるのは「老人保健法第 17 条第 1 項第 1 号」と、区分番号 A 0 0 4 に掲げる歯周疾患継続総合診療料の注 3 中「に係る費用」とあるのは「並びに歯科口腔疾患指導管理料及び老人歯科慢性疾患生活指導料に係る費用」と、同章第 2 部入院料等の通則中「健康保険法第 63 条第 1 項第 5 号」とあるのは「老人保健法第 17 条第 1 項第 5 号」と、区分番号 F 2 0 0 に掲げる薬剤の注及び区分番号 G 1 0 0 に掲げる薬剤の注中「健康保険法第 85 条第 1 項」とあるのは「老人保健法第 31 条の 2 第 1 項」とそれぞれ読み替えるものとし、入院中の患者に対して点滴注射を行った場合 (1 日分の注射量が 500mL 以上の場合に限る。) は、口に掲げる点数を算定するものとする。

イ 次に掲げる診療料

- (1) 一般病棟入院基本料
- (2) 療養病棟入院基本料

1 老人特掲診療料以外の診療料 (イに掲げる診療料を除く。) の算定は、歯科点数表の例による。この場合において、第 1 章第 1 部初・再診料の通則中「健康保険法第 63 条第 1 項第 1 号」とあるのは「老人保健法第 17 条第 1 項第 1 号」と、区分番号 A 0 0 4 に掲げる歯周疾患継続総合診療料の注 3 中「に係る費用」とあるのは「並びに歯科口腔疾患指導管理料に係る費用」と、同章第 2 部入院料等の通則中「健康保険法第 63 条第 1 項第 5 号」とあるのは「老人保健法第 17 条第 1 項第 5 号」と、区分番号 F 2 0 0 に掲げる薬剤の注及び区分番号 G 1 0 0 に掲げる薬剤の注中「健康保険法第 85 条第 1 項」とあるのは「老人保健法第 31 条の 2 第 1 項」とそれぞれ読み替えるものとし、入院中の患者に対して点滴注射を行った場合 (1 日分の注射量が 500mL 以上の場合に限る。) は、口に掲げる点数を算定するものとする。

イ 次に掲げる診療料

- (1) 一般病棟入院基本料
- (2) 療養病棟入院基本料

- (3) 老人病棟老人入院基本料
- (4) 有床診療所入院基本料
- (5) 有床診療所療養病床入院基本料
- (6) 歯科口腔衛生指導料
- (7) 歯周疾患指導管理料
- (8) 歯科特定疾患療養指導料
- (9) 退院前訪問指導料
- (10) 薬剤情報提供料
- (11) 歯周組織検査
- (12) 装着 (有床義歯に係る装着に限る。)
- (13) 新製義歯調整指導料
- (14) 有床義歯調整・指導料
- (15) 有床義歯長期調整指導料
- (16) 咬合採得

- (3) 有床診療所入院基本料
- (4) 有床診療所療養病床入院基本料
- (5) 歯科口腔衛生指導料
- (6) 歯周疾患指導管理料
- (7) 退院前訪問指導料
- (8) 薬剤情報提供料
- (9) 歯周組織検査